

2022年7月4日

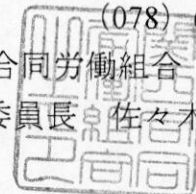
兵庫地方最低賃金審議会 御中

最低賃金引き上げを求める意見書

〒 652-0021 神戸市長田区梅ヶ香町2丁目5番2号

(078) 652-8847

関西合同労働組合
執行委員長 佐々木伸良



平素から労働者の生活改善のため、最低賃金引き上げにご尽力下さり、誠にありがとうございます。

貴最低賃金審議会の開催に当たり、当組合は最低賃金を全国一律 1500 円に引き上げて下さるよう要請し、以下意見を述べます。

1. 日本の最低賃金の現状

2013年当時、最高の東京で850円、最低の島根、高知で650円、全国平均749円であった日本の最低賃金に対し、国連の社会権規約委員会は、同年5月17日、日本政府に対し最低賃金の平均水準について、「最低生存水準及び生活保護水準を下回っていること、並びに生活費が増加していることに懸念を表明」し、「労働者及びその家族に相当程度の生活を可能にすることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討すること」を日本政府に要求したことは記憶に新しいところです。

それから9年が経過しました。昨年には全国一律28円の最低賃金引き上げが実施され、現在の日本の最低賃金は、最高が東京都の1041円、最低が高知県と沖縄県の820円で全国平均は930円と改善されました。しかし、最高の東京都を取ってみても一日8時間、週40時間働いたとして年収は218万円弱にしかなりません。これではまだワーキングプアの域であり「労働者及びその家族に相当程度の生活を可能にすることを確保」できるとは決して言えません。また、国民の生存権を定めた日本国憲法第25条にも抵触するものと考えます。

さらに地域格差の問題があります。都市部と地方で労働者の生計費にほとんど差がないことが明らかになっている現在、221円もの格差（年収にして約46万円）は不当なものであると言わざるを得ません。



2. 諸外国との比較

日本の現在の最低賃金全国平均 930 円は、イギリス 1281 円、フランス 1317 円、ドイツ 1233 円などヨーロッパ諸国に比べてかなり立ち遅れているのが現実です。ドイツでは本年 10 月から最低賃金を 1541 円とすることを決定していて、上げ幅は約 22 %。昨年日本の上げ幅約 3 %と比較してその差は歴然としています。その他 EU 諸国においては、ハンガリーは 22 %増、リトアニアで 14 %増、チェコで 13 %増と賃金の底上げが行われています。法定最低賃金を基に算出した最低月収は、EU 域内で最高値のルクセンブルクで 2257 ユーロ、日本円に換算して約 29 万円にもなり、全体の相場をリードしています。

アメリカでも本年 1 月 1 日から、ワシントン州シアトル市が大企業の最低賃金を 16 ドル 39 セント（約 1704 円）に引き上げるなど、17 都市で 15 ドル以上になっています。これらに見られるように世界では最低賃金 1500 円への引き上げが流れになってきています。この背景にはアメリカの「fight for15」をスローガンにした労働運動があり、今や全世界の労働者の共通要求となりつつあります。

3. 労働者は生活苦に陥っている

厚生労働省の統計によると、非正規雇用労働者は 2073 万人、全雇用労働者の 36.7 %に達しています。女性に限ると 1411 万人、実に 53.3 %です。国税庁「令和 2 年分民間給与実態統計調査」によると、正社員の 1 年間の平均給与は 496 万円、非正規社員は 176 万円です。実に 320 万円もの格差が存在しているのです。年収 176 万円を一日 8 時間、週 40 時間働いたとして割り算すると、時間給はわずか 846 円にしかありません、現在の最低賃金の全国平均を大きく割り込んでいます。

これに同調査を参考とした統計にある、年収 300 万円以下の世帯が 32.6 %に上っているという数字を合わせて考えると、非正規雇用労働者のほとんどが最低賃金に近い賃金か最低賃金そのものの労働条件で働かされていることが見て取れます。

このコロナ禍で解雇、雇止めにより職を失った労働者は 3 月 25 日時点で 13 万人を超え、その内 6 万人近くが非正規雇用労働者です。コロナ関連の企業倒産も 3583 件を数えています。自粛により廃業に追い込まれた個人事業主、休業によるシフト減らしで賃下げにあっていない労働者など再就職、転職して生活を再建する必要がある人たちは街にあふれています。さらに追い打ちをかけるのがロシアによるウクライナ侵攻、気候変動による豪雨、異常な夏季の高温、円安などを原因とする物価高です。言うまでもなく光熱費、食料品をはじめとした生活必需品の価格高騰は低所得者ほど打撃が大きくなります。この困難な

状況におかれている労働者、市民にとって必要なのは何をおいても賃金の底上げではないでしょうか。それは必ず経済を活性化させ、コロナ禍で緊縮した景気回復にも効果があるものと思います。

4. 最低賃金を全国一律 1500 円に

1 時間当たりの賃金が 1500 円あれば、1 日 8 時間、週 40 時間働いて年収は 312 万円ほどになります。「結婚の壁」「二人世帯のリビングウェイジ」と言われる年収 300 万円を確保でき、ワーキングプアを根絶できます。非正規雇用労働者をさんざん酷使し、466 兆円もの内部留保をため込む大企業、この内部留保に課税し、時間給 1500 円の支払いが困難な中小企業支援を行えば最低賃金 1500 円は充分実現可能であると考えます。

そして、この賃金の底上げは現在行われている、年金、生活保護の支給基準の引き下げに歯止めをかけることにも繋がります。

兵庫地方最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、昨今の状況を踏まえ、慎重にご審議いただいた上全国一律最低賃金 1500 円の実現にご尽力賜りますよう切に要請する次第です。

以上